

## リスク分担案

本事業では、PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドライン（平成30年10月23日施行）に示された「リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担する」という考え方にに基づき、国が担当する業務に伴うリスクについては国が、選定事業者が担当する業務に伴うリスクについては選定事業者が管理することを基本とする。

リスクの顕在化の結果、発生した損失や追加的支出は、第一義的には当該リスクの管理者が負担するものとする。ただし、当該リスクを国及び選定事業者の双方が管理することができない場合や、帰責事由が当該リスクの管理者以外にある場合は、その限りではない。

主なリスクの分担は、表1から表6までに示すとおりである。

なお、表中の「○」はリスクを主に負担する者（主分担）、「△」はリスクの一部を負担する者（従分担）とする。

## (1) 共通リスク

表1 共通リスク

項目	内 容	国	事業者	
募集リスク	入札説明書の誤りに関するもの、内容の変更に関するもの等	○		
応札リスク	応札費用の負担		○	
契約リスク	国の責めにより契約が結べないもの、又は遅延によるもの	○		
	選定事業者の責めにより契約が結べないもの、又は遅延によるもの		○	
	国・選定事業者いずれの責でもない事由により契約が結べないもの、又は遅延によるもの	△※1	△※1	
資金調達リスク	必要な資金の確保に関するもの		○	
制度関連リスク	行政リスク	契約に関する国の承認が得られない場合、又は国の事業方針の変更によるもの	○	
	法制度リスク	本事業に類型的又は特別に影響を及ぼす法制度の新設、又は変更に関するもの	○	
		上記以外で、本事業のみならず広く一般的に適用される法令の新設、又は変更に関するもの		○
	許認可リスク	国が取得すべき許認可に関するもの	○	
		選定事業者が取得すべき許認可に関するもの		○
	税制度リスク	法人税等収益関係税の変更に関するもの		○
		選定事業者が実施する付帯事業の運営に係る税制度の変更に関するもの	△※2	○
上記以外の変更に関するもの		○		

表1 共通リスク（つづき）

項目		内 容	国	事業者
社会リスク	住民対応リスク	選定事業者による展示物等更新業務・維持管理業務・運営等業務に関する住民の反対運動、訴訟等が生じた場合		○
		国の提示条件や本事業の実施そのものに関する住民の反対運動、訴訟等が生じた場合	○	
	第三者賠償リスク	国の責めによるもの	○	
		選定事業者の責めによるもの		○
環境問題リスク	展示物等更新業務・維持管理業務・運営等業務における有害物質の排出、漏洩等、環境保全に関するもの		○	
不可抗力リスク		戦争、風水害、地震等、第三者の行為その他自然的又は人為的な現象のうち通常の見込み可能な範囲を超えるものによる、選定事業者が実施する付帯事業の変更・中止	△ <sup>※2</sup>	○
		戦争、風水害、地震等、第三者の行為その他自然的又は人為的な現象のうち通常の見込み可能な範囲を超えるものによる、上記以外の本事業の各業務の変更・中止	○	△ <sup>※3</sup>
金利リスク	展示物等更新業務・維持管理業務・運営等業務期間中の金利の変更		○	
物価リスク		展示物等更新業務に係る物価変動		○
		維持管理業務・運営業務に係る物価変動	○	
下請業者リスク	選定事業者が締結する下請契約の管理、変更等に関するもの		○	
デフォルトリスク (債務不履行)		選定事業者の事業放棄、破綻によるもの		○
		改善勧告にかかわらずサービスレベルの回復の見込みがない場合		○
		国の都合により本事業が継続されない場合	○	

※1 双方責任を負わないものとする。

※2 本事業の実施に重大な支障が生じる場合は、協議事項とする。

※3 原則、国の負担とするが、一定の金額・割合までは選定事業者が負担する。

(2) 展示物等更新業務（調査・計画）リスク

表2 展示物等更新業務（調査・計画）リスク

項目	内 容	国	事業者
発注者リスク	選定事業者の発注による業務委託契約の内容に関する変更		○
第三者による実施リスク	調査・計画業務の全部又は一部を第三者に実施させた場合の損害及び増加費用		○
計画変更リスク	国の事由により計画変更が生じ費用が増加する場合	○	
	国が提供した入札図書と既存施設の構造等に当初想定できなかった重大な損傷、欠陥並びに入札図書との相違が発生したことにより計画変更が生じ費用が増加する場合	○	△ <sup>※4</sup>
	選定事業者の事由により計画変更が生じ費用が増加する場合		○
遅延リスク	国の事由により調査・計画が一定期間に完結せず費用増加をもたらす場合	○	
	国が提供した入札図書と既存施設の構造等に当初想定できなかった重大な損傷、欠陥並びに入札図書との相違が発生したことにより調査・計画が一定期間に完結せず費用増加をもたらす場合	○	△ <sup>※4</sup>
	選定事業者の事由により調査・計画が一定期間に完結せず費用増加をもたらす場合		○

※4 選定事業者が実施した調査等の不備、誤びゅうにより、当該損傷、欠陥並びに設計図書との相違を発見できなかった場合は、選定事業者が負担する。

(3) 展示物等更新業務（改修企画）リスク

表3 展示物等更新業務（改修企画）リスク

項目	内 容	国	事業者
発注者リスク	選定事業者の発注による業務委託契約の内容に関する変更		○
第三者による実施リスク	展示物等更新業務の全部又は一部を第三者に実施させた場合の損害及び増加費用		○
業務履行監理リスク	業務履行監理に関するもの		○
一般的損害リスク	設備・原材料の盗難、事故による第三者への賠償等に関するもののうち、国の責めに帰すべき理由により生じたもの及び選定事業者が善良なる管理者の注意義務を尽くしたにもかかわらずやむを得ず生じたもの	○	
	上記以外のもの		○
費用増加リスク	国の要請による費用の増加	○	
	国が提供した入札図書と既存施設の構造等に当初想定できなかった重大な損傷、欠陥並びに入札図書との相違が発生したことによる費用の増加	○	△ <sup>※4</sup>
	上記以外のもの		○
遅延リスク	国の要請による遅延	○	
	国が提供した入札図書と既存施設の構造等に当初想定できなかった重大な損傷、欠陥並びに入札図書との相違が発生したことによる遅延	○	△ <sup>※4</sup>
	上記以外のもの		○
要求水準リスク	要求水準を下回った場合		○

※4 選定事業者が実施した調査等の不備、誤びゅうにより、当該損傷、欠陥並びに設計図書との相違を発見できなかった場合は、選定事業者が負担する。

(4) 維持管理業務及び運営業務リスク

表4 維持管理業務及び運営業務リスク

項目	内 容	国	事業者
要求水準リスク	既存施設（展示物等更新業務の実施対象部分を除く）に補修を要する要求水準未達が見つかった場合	○	
	展示物等更新業務の実施対象部分に関する要求水準未達が維持管理・運営期間中に見つかった場合		○
	展示物等更新業務の実施対象部分に関する要求水準未達が維持管理・運営期間経過後に見つかった場合	○	
	上記以外で要求水準を下回った場合		○
計画変更リスク	国の要請による事業内容・用途の変更に関するもの	○	
維持管理業務及び運営業務コスト増加リスク	国の要請による事業内容の変更等に起因する業務量及び維持管理業務及び運営業務の費用の増加	○	
	上記以外の要因による業務量並びに維持管理業務及び運営業務の費用の増加（物価変動によるものは除く。）		○
設備更新リスク	設備更新費が予想を上回った場合（物価変動によるものは除く。）		○
施設損傷リスク	施設・展示物・資料の劣化に対して適切な措置がとられなかったことに起因するもの		○
	国の責めによる施設・展示物・資料の劣化に関する未処置、事故、火災等によるもの	○	
	選定事業者の責めによる事故・火災等によるもの		○
	利用者に起因する展示物・資料の損傷又は盗難・滅失で、相手の特定ができる場合		○※5
	利用者を含む第三者の行為による展示物・資料の損傷又は盗難・滅失で、相手の特定ができない場合	○※6	
一般的損害リスク	第三者への賠償等に関するもののうち、国の責めに帰すべき理由により生じたもの及び選定事業者が善良なる管理者の注意義務を尽くしたにもかかわらずやむを得ず生じたもの	○	
	上記以外のもの		○
利用者数変動リスク	利用者数が予想を大幅に上回ったことによる業務量並びに維持管理業務及び運営業務費の増加	△※7	○
支払遅延リスク	国からの維持管理業務及び運営業務に係るサービス対価の支払遅延・不能に関するもの	○	

※5 選定事業者の責任及び判断において帰責者に対する求償を行うこと。

※6 選定事業者の管理業務の懈怠によって発生した損傷等は選定事業者の負担とする。

※7 本事業の実施に重大な支障が生じる場合は、協議事項とする。

(5) 付帯事業に係るリスク

※ 選定事業者から付帯事業の提案がある場合

表5 付帯事業の事業リスク

項目	内 容	国	事業者
計画変更リスク	国の要請による事業内容・用途の変更に関するもの	○	
許認可リスク	必要な許認可の取得に関するもの		○
経営リスク	売上・収益の悪化・減少		○
食中毒リスク	選定事業者等が提供した食事により食中毒を発生させた場合		○
一般的損害リスク	利用者への賠償等に関するもの		○

(6) 事業終了時

表6 事業終了時のリスク

項目	内 容	国	事業者
施設の性能	事業期間終了時において、要求水準に示す施設の性能の未達		○
終了手続	事業終了時の手続に関する諸費用の発生及び事業会社の清算に必要な費用の増加		○